

第8 スポーツ特別枠選抜

1 募 集

(1) スポーツ特別枠選抜を実施する高等学校の募集競技、募集学科及び募集人数等

スポーツ特別枠選抜を実施する高等学校の募集競技、募集学科及び募集人数は別表5に、各高等学校の「応募資格」「実技検査」「選抜方法」は別表6にそれぞれ示すとおりとする。

(2) 応募資格

スポーツ特別枠選抜を志願できる者は、第1・1・(1)の応募資格を有する者及び「令和9年度三重県立高等学校への志願学区外及び県外からの入学志願者等取扱要項」に定める入学志願のできる者のうち、別表6に定める各高等学校の「応募資格」を有する者とする。なお、「通学区域に関する規則」別表特例2により、第1・1・(3)の志願できる区域にかかわらず入学志願できる。

(3) 募集方法

ア 受付期間及び受付時間

(7) Web出願システムによる入学願書入力受付

受 付 期 間 ・ 受 付 時 間
令和8年12月1日（火）9時から 令和9年1月14日（木）17時まで

(4) Web出願システムによる調査書等の受付（令和8年度中学校等卒業見込者）

受 付 期 間 ・ 受 付 時 間
令和9年1月15日（金）9時から 令和9年1月21日（木）17時まで

(5) 出願書類の受付（土曜日及び日曜日は除く。）

受 付 期 間	受 付 時 間
令和9年1月22日（金）から 令和9年1月26日（火）まで	9時から16時まで （締切日は9時から15時までとする。）

（備考） 郵送の場合は、受付締切期限までに必着のこと。

イ 応募手続

(7) 志願者は、スポーツ特別枠選抜を実施する高等学校のうち、1校の1競技、1学科・コースについてのみ出願できる。

なお、志願した高等学校の同一学科において前期選抜が実施される場合は、同時に当該学科の前期選抜へも志願することとなる。ただし、普通科については、保護者の転住を伴わず県外から入学志願できる高等学校以外の高等学校に志願学区外から志願する場合は、この限りではない。

また、スポーツ特別枠選抜への志願者は、連携型中高一貫教育に係る選抜、特別選抜、フレキシブル特別枠選抜への出願はできない。

(4) 志願者は、第1・1・(4)・アによる手続とともに、Web出願システムにより入学確約及び入部確約を行い、スポーツ特別枠自己推薦書（様式19）に所定の事項を記入して、中学校等の校長に提出する。

ただし、既に中学校等を卒業した志願者については、原則として本人が志願先高等学校長に提出する。

(5) 中学校等の校長は、第1・1・(4)・イの(7)、(4)・aによる手続とともに、志願者による上記(4)の手続及び書類に誤りのないことを確認し、志願先高等学校長に提出する。

なお、スポーツ特別枠自己推薦書（様式１９）については、志願者から提出されたスポーツ特別枠自己推薦書（様式１９）のPDFファイルをWeb出願システムにより志願先高等学校長に提出する。

2 検 査

(1) 検査内容

第２・2・(1)の検査内容及び各高等学校が定める実技検査等を実施する。

（別表２、６参照）

(2) 期日及び会場

ア 期 日	令和９年２月２日（火）、３日（水） （学力検査については、２月２日（火）に実施し、前期選抜と同じ日程で行う。また、学力検査以外の検査の日程及び方法等については、当該高等学校長が志願者に適宜通知する。）
イ 会 場	志願先高等学校

3 追検査

(1) 追検査を受けられる者

スポーツ特別枠選抜を志願する者のうち、検査の当日、病気等やむを得ない理由によってその一部又はすべてを受けられなかった者で、追検査を希望する者。

(2) 受検の手続

令和９年２月３日（水）１２時までに在学する中学校等の校長を通して志願先高等学校長にその旨を申し出るとともに、スポーツ特別枠選抜追検査受検願書（様式１０）に必要事項を記入のうえ、追検査受検の理由を証明する書類（医師の診断書等）及び受検票（様式３）を添えて、速やかに志願先高等学校長に提出する。ただし、２月３日（水）に検査を実施する高等学校においては、２月３日（水）１７時までに、志願先高等学校長にその旨を申し出るとともに、所定の手続を行う。

なお、手続には、入学者選抜又は入学者選考事務に係る証明書（様式２３）の提示を必要とする。

既に中学校等を卒業した志願者については、原則として本人が手続を行う。また、県外からの志願者については、原則として保護者が手続を行う。

(3) 期日及び会場

ア 期 日	令和９年２月９日（火）
イ 会 場	志願先高等学校

詳細については、当該高等学校長が志願者に適宜通知する。

(4) 報 告

学力検査を実施する高等学校で追検査を希望する申し出があれば、当該高等学校長は速やかに追検査を実施する教科、人数を三重県教育委員会事務局高校教育課に報告する。

4 選抜方法

各高等学校の選抜方法は、別表６に示すとおりとする。

5 合格内定者の決定

- (1) 合格内定者は、合否判定会議の審議に基づき、各高等学校長が決定する。
- (2) スポーツ特別枠選抜において合格内定とならなかった者は、第2・4により前期選抜の志願者として選抜する。

6 合格内定の通知

- (1) 各高等学校長は、令和9年2月12日（金）9時30分以降に、選考の結果をスポーツ特別枠選抜結果通知書（様式20）により中学校等の校長に通知し、合格内定者には在学する中学校等の校長を通じてスポーツ特別枠選抜合格内定通知書（様式21）を交付する。また、前期選抜の志願者として合格内定した場合は、前期選抜合格内定通知書（様式21）を交付する。なお、スポーツ特別枠選抜結果通知書、スポーツ特別枠選抜合格内定通知書、前期選抜合格内定通知書を受領する際は、入学者選抜又は入学者選考事務に係る証明書（様式23）の提示を必要とする。

合格内定者のうち、既に中学校等を卒業した者については、令和9年2月12日（金）9時30分以降に、スポーツ特別枠選抜合格内定通知書を志願者に直接交付する。また、前期選抜の志願者として合格内定した場合は、前期選抜合格内定通知書を志願者に直接交付する。

なお、令和9年2月12日（金）9時30分に、中学校等に関連を限定した三重県の専用ウェブページに合格内定者として受検番号を掲載する。

- (2) 合格内定の通知を受けた者は、三重県立高等学校に改めて志願することはできないものとする。
- (3) 前期選抜を含めた合格内定者数の発表は、令和9年2月12日（金）16時とする。

7 合格者の発表

合格内定者については、令和9年3月16日（火）9時30分に、志願先高等学校において合格者として受検番号を掲示するとともに、合格内定通知書に添付する連絡文書に記載の閲覧者を限定した三重県の専用ウェブページに合格者として受検番号を掲載し、発表する。

8 合格内定とならなかった者の後期選抜への応募

選考の結果、スポーツ特別枠選抜及び前期選抜のいずれにおいても合格内定とならなかった者は、第1・1により、改めて応募するものとする。

9 その他

- (1) 県内居住者の志願学区外の高等学校への入学志願について
「令和9年度三重県立高等学校への志願学区外及び県外からの入学志願者等取扱要項」の「1」による。
- (2) 県外からの三重県立高等学校への入学志願について
「令和9年度三重県立高等学校への志願学区外及び県外からの入学志願者等取扱要項」の「2」による。

- (3) 県内居住者で令和８年度に県外の中学校等を卒業する者の入学志願について
「令和９年度三重県立高等学校への志願学区外及び県外からの入学志願者等取扱要項」の「３」による。
- (4) 志願学区外に居住する県内居住者の、「通学区域に関する規則」別表特例に定める高等学校への入学志願について
「令和９年度三重県立高等学校への志願学区外及び県外からの入学志願者等取扱要項」の「４」による。